

介護老人保健施設入所利用約款及び重要事項説明書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設寿苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出後から効力を有することとします。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づき入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日(但し、祝日を挟む場合は発送が遅れる事あり。)までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示

した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定

する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

介護老人保健施設寿苑のご案内
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 寿苑
- ・開設年月日 平成元年 7 月 7 日
- ・所在地 福岡県みやま市瀬高町坂田 5 9 - 1
- ・電話番号 0944-63-3943 ・FAX 番号 0944-63-3945
- ・管理者名 池田 創
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4 0 5 4 2 8 0 0 4 7 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設寿苑の運営方針]

「急速な高齢化の中で、要介護老人の増加に対応する医療ニーズと介護ニーズの両面に応える施設として、又、在宅復帰への通過施設として入所サービス、在宅サービス（短期入所、通所リハビリ）を温かい家庭的雰囲気の中で行うことを目的としています。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1 名			
・看護職員	9 名	1 名	1 名	
・薬剤師				
・介護職員	2 8 名		3 名	
・支援相談員	3 名			
・理学療法士	5 名			
・作業療法士	3 名			
・言語聴覚士	1 名			
・管理栄養士	1 名			
・栄養士	1 名			
・介護支援専門員	1 名			
・事務職員	4 名			
・その他	7 名	3 名		

(4) 入所定員等 ・定員 7 6 名（うち認知症専門棟 3 6 名）

・一般棟（個室 8 室・4 人部屋 8 室）・認知棟（個室 4 室・4 人部屋 8 室）

(5) 通所定員 1 0 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時～
 - 昼食 12時～
 - 夕食 18時～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- | | |
|-------|----------------|
| ・ 名 称 | 船小屋病院 |
| 住 所 | みやま市瀬高町長田1604 |
| ・ 名 称 | ヨコクラ病院 |
| 住 所 | みやま市高田町濃施480-2 |

・ 協力歯科医療機関

- | | |
|-------|---------------|
| ・ 名 称 | 陽だまり歯科クリニック |
| 住 所 | みやま市瀬高町坂田91-1 |

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・面会 | 14:00～16:30 |
| ・外出・外泊 | 当施設職員まで申し出ください。 |
| ・飲酒・喫煙 | 入所時ご説明いたします。 |
| ・火気の取扱い | 入所時ご説明いたします。 |
| ・設備・備品の利用 | 入所時ご説明いたします。 |
| ・所持品・備品等の持ち込み | 入所時ご説明いたします。 |
| ・金銭・貴重品の管理 | ご家族の方々と管理をお願いします。 |
| ・外泊時等の施設外での受診 | 当施設までご連絡をお願いします。 |

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0944-63-3943 ）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、以下についても苦情等の相談をすることができます。

《みやま市》

介護健康課 介護保険係（福岡県みやま市瀬高町小川5番地）

電話番号:0944-64-1555 FAX:0944-64-1503

《福岡県介護保険広域連合》

柳川・大木・広川支部（福岡県柳川市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内）

電話番号：0944-75-6301 FAX:0944-75-6340

《筑後市》

市民生活部 高齢者支援課 介護保険担当（福岡県筑後市大字山ノ井898番地）

電話番号：0942-53-4115 FAX:0942-53-4119

《福岡県国民健康保健団体連合会》

担当部署：介護保険課 介護保険係（福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47）

電話番号：092-642-7859 FAX:092-642-7856

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

<u>1割負担</u>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（iv）の場合	871円	947円	1014円	1072円	1125円
従来型個室（ii）の場合	788円	863円	928円	985円	1040円

<u>2割負担</u>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（iv）の場合	1742円	1894円	2028円	2144円	2250円
従来型個室（ii）の場合	1576円	1726円	1856円	1970円	2080円

<u>3割負担</u>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（iv）の場合	2613円	2841円	3042円	3216円	3375円
従来型個室（ii）の場合	2364円	2589円	2784円	2955円	3120円

	1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日あたり）	22円	44円	66円
栄養マネジメント強化加算（1日あたり）	11円	22円	33円
療養食加算（1食あたり）	6円	12円	18円
夜勤体制加算（1日あたり）	24円	48円	72円
初期加算（Ⅰ）（30日以内）	60円	120円	180円
初期加算（Ⅱ）（30日以内）	30円	60円	90円
認知症ケア加算（1日あたり）	76円	152円	228円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日あたり）	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日あたり）	4円	8円	12円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円	240円	360円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（1日あたり）	258円	516円	774円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（1日あたり）	120円	240円	360円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（1日あたり）	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（1日あたり）	120円	240円	360円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（1月あたり）	53円	106円	159円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）（1月あたり）	33円	66円	99円
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円
経口移行加算（180日以内）	28円	56円	84円
緊急時治療管理加算	518円	1,036円	1,554円
外泊時費用（1日あたり）	362円	724円	1,086円
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800円	1,600円	2,400円
ターミナルケア加算（31～45日前）	72円	144円	216円
（4～30日前）	160円	320円	480円
（2～3日前）	910円	1,820円	2,730円
（死亡日）	1,900円	3,800円	5,700円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円	102円	153円
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円	900円	1,350円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円	960円	1,440円
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円	478円	717円
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円	960円	1,440円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	400円	600円
経口維持加算（Ⅰ）	400円	800円	1,200円
経口維持加算（Ⅱ）	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月あたり）	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月あたり）	110円	220円	330円
退所時等支援等加算			
・ 試行的退所時指導加算	400円	800円	1,200円
・ 退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円	1,000円	1,500円

・退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円	500円	750円
・入退所前連携加算（Ⅰ）	600円	1,200円	1,800円
・入退所前連携加算（Ⅱ）	400円	800円	1,200円
・訪問看護指示加算	300円	600円	900円
退所時栄養情報連携加算	70円	140円	210円
再入所時栄養連携加算	200円	400円	600円
自立支援促進加算（1月あたり）	300円	600円	900円
排せつ支援加算（Ⅰ）（1月あたり）	10円	20円	30円
排せつ支援加算（Ⅱ）（1月あたり）	15円	30円	45円
排せつ支援加算（Ⅲ）（1月あたり）	20円	40円	60円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月あたり）	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月あたり）	13円	26円	39円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（1月あたり）	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月あたり）	60円	120円	180円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円	280円	420円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円	140円	210円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円	480円	720円
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円	200円	300円
安全対策体制加算	20円	40円	60円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）（R6年度まで）（1月あたり）	100円	200円	300円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）（R7年度から）（1月あたり）	50円	100円	150円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）（R7年度から）（1月あたり）	5円	10円	15円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（1月あたり）	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（1月あたり）	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費（1月に1回5日を限度）	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき）	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき）	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	(1割) 1月の単位数×97/1000 (2割) 1月の単位数×97/1000×2 (3割) 1月の単位数×97/1000×3		

※ 実施した場合のみ、上記加算が算定されます。
その他、実施している加算については、適宜記載いたします。

(2) その他の料金

① 食費 (1日当たり)

第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
300円	390円	680円	1420円	1700円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費 (療養室の利用費 1日当たり)

第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
0円	430円	430円	430円	450円

(従来型個室の利用費 1日あたり)

第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
550円	550円	1370円	1470円	2300円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

- ③ 日用品代 220円(石鹸・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・おしぼり・飲み物・歯ブラシ・義歯洗浄剤・食事用エプロン・ティッシュ等)
- ④ 理美容代 実費(1000～1300円程度。別途資料をご覧ください。)
- ⑤ その他(利用者が選定する特別な食事の費用、クリーニング代、教養娯楽費等)

(3) 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の利用料をお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者が、直接当施設にお支払いください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和8年8月1日現在)

介護老人保健施設寿苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議、退所時等支援加算等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設寿苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

自宅TEL _____

<利用者の身元引受人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____ 続柄() _____

自宅TEL _____

連絡先TEL _____

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

介護老人保健施設 寿 苑
施設長 池田 創 殿